

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）に対する
意見募集（パブリック・コメント）の結果について

パブリック・コメントの概要	
案の名称	第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）
意見募集期間	令和2年12月15日（火）～令和3年1月26日（火）
意見受付件数	2人2件

※いただいたご意見を、内容ごとに整理・分類した上で、ご意見に対する市の考え方を示しています。なお、ご意見は概要のみ掲載しています。

意見 番号	意見の要旨	市の考え方
1	<p>高齢の外国の方が増えており、介護サービスの利用にあたっては、通訳者がいないとサービス内容をうまく伝えられない現状があります。</p> <p>そのため、通訳の整備についてご検討をいただくと助かります。</p>	<p>通訳を必要とする高齢の外国人につきましては、現時点で把握できていないことから、その実態等を把握し、介護サービス等の支援に支障を及ぼさないよう適切に検討してまいります。</p>
2	<p>「認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置」についてです。直営施設では職員が14名との記載がありますが、基礎となる資格は何を所持しているのでしょうか？</p> <p>一般的に認知症地域支援推進員は医師や歯科医師のほか幾つかの専門的資格が条件の一つになっていると思います。もし社会福祉士や看護師や保健師、介護福祉士だけであれば、認知症のリハビリや治療を直接行うような資格（作業療法士や言語聴覚士など）も地域支援推進員に活用してほしいと思います。計画の素案にもどういった基礎となる資格の職員を配属するかまで明記すべきだと思います。</p> <p>また、介護予防は身体機能に焦点</p>	<p>直営施設の職員14名の資格は、地域包括支援センターの3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を想定しているものです。なお、直営の地域包括支援センターの認知症地域支援推進員は、3職種が兼務する形で配置しているところです。</p> <p>認知症地域支援推進員の業務は、「医療・介護等の支援のネットワークの構築」「認知症対応力向上のための支援」「相談支援・支援体制の構築」となりますが、これらは、既に地域包括支援センターの業務として実施されているところでもあります。そうしたことから、構成の基礎となる職種については、3職種と位置づけ推進を図ってまいりたいと考えており</p>

<p>が当てられがちで、市役所内の介護予防の部署に理学療法士などの配属はあるみたいですが、身体機能のみならず認知機能や精神機能に対する介護予防の観点からも上記二つの職種を包括支援課や健康づくり課などに配属して活用してみてもどうでしょうか。</p>	<p>ます。</p> <p>なお、ご意見にありましたリハビリや治療を直接行うような資格者の活用については、他市の例も参考に検討を行ってまいりたいと考えております。また、計画においては、より分かりやすくするために、本市認知症地域支援推進員の現在の職種を明記いたします。</p> <p>配属に関しまして、健康づくり課介護予防推進係には理学療法士、作業療法士、保健師の専門職が配置されています。各職種の専門的な観点から、身体機能だけでなく認知機能や精神機能も考慮した介護予防、健康づくりの取り組みを実施しています。具体的には、リハビリ的要素を含んだ誰でもできる体操の指導士を養成し、地域で体操を普及する、住民同士が支え合い地域で取り組む健康づくりと介護予防「ふなばしシルバーリハビリ体操事業」、個人の健康づくりだけでなく地域で取り組む健康づくりについて地域住民と考え共有し活用していただく「市民ヘルスマーケティング」等です。</p>
---	---